豊中市地域教育協議会（すこやかネット）に対する家庭教育にかかる講演会等の講師謝礼金助成事業実施要綱

（名称及び目的）

第１条　この事業は、「豊中市地域教育協議会（すこやかネット）に対する家庭教育にかかる講演会等の講師謝礼金助成事業」（以下「助成事業」という。）と称し、豊中市地域教育協議会（すこやかネット）が主催する講座、講習会又は講演会（以下「講演会等」という。）の講師謝礼金の一部又は全部を助成することにより、家庭教育機能や地域教育力の活性化を図ることを目的とする。

（実施主体）

第２条　助成事業は、豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課を実施主体とする。

（事業の内容）

第３条　家庭教育にかかる講演会等を実施する団体（以下「実施団体」という。）に対し、講師謝礼金の一部又は全部を助成する。 ただし、主催者若しくはその構成員が講師を務める講演会等又は受講者から聴講にかかる費用を徴収する講演会等は除く。

（事業の対象者）

第４条　豊中市地域教育協議会（すこやかネット）とする。

（助成回数）

第５条　助成回数は、当該年度の予算の範囲内とし、同一団体が同一年度内に交付を受けることができる回数は、一回とする。

（謝礼金助成申込み）

第６条　実施団体は、別に定める申込期間内に「家庭教育にかかる講演会等の講師謝礼金助成事業申込書（様式第１号）」を実施主体へ提出する。 提出の際、実施主体が必要と認める場合には、チラシや開催要項などの関係資料の提出を求めることがある。

（謝礼金助成の決定）

第７条　実施主体は、別に定める審査基準に従い助成の可否について審査を行う。

２　実施主体は、豊中市の講師謝礼金の基準等に照らして、他の講師謝礼金との均衡を欠くことのないよう助成金額を決定する。

３　実施主体は、助成の可否を決定したときは、速やかに「家庭教育にかかる講演会等の講師謝礼金助成事業通知書（様式第２号）」を申込み者に通知する。

（報告書の提出）
第８条　実施団体は、事業終了後に家庭教育にかかる講演会等の講師謝礼金助成事業報告書（様式第３号）を、実施主体に提出する。
（謝礼金助成金額）
第９条　講師謝礼金の助成金額は、１講演会等に対し２０，０００円を限度とする。
（個人情報の保護）
第１０条　実施団体は、事業中知り得た個人情報を、他人に漏らしてはならない。事業終了後においても、また、同様とする。

附　則

この要綱は、平成２５年４月１日から実施する。
この要綱は、平成２６年５月１日から実施する。
この要綱は、平成２７年４月１日から実施する。
この要綱は、平成３１年４月１日から実施する。
この要綱は、令和７年４月１日から実施する。